

「寝ころびアート」募集要項

令和3年4月1日

改正 令和3年4月9日

1 趣旨

市制施行70周年記念事業として、寝屋川市の「寝」の文字にちなみ、市民から「寝ころびアート」を募集します。

募集した「寝ころびアート」は、市ホームページ等で公表します。

2 「寝ころびアート」の定義

子どもやペットなどが寝ころんでいる姿に小道具などを使って演出した写真（写真をデジタル加工していただくことも可能です。）

3 応募方法等

(1) 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

(2) 応募対象者

個人、グループ

※ 寝屋川市民以外の方も応募できます。

※ グループの場合は、代表者が応募してください。

(3) 応募方法

市ホームページ「電子申請システム」から応募

(4) 応募の際に必要な事項

- ・ 写真「寝ころびアート」（※公表します。）
- ・ 応募者の氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・ 保護者氏名（※応募者が未成年の場合のみ必要）
- ・ 応募者から見た被写体との関係
- ・ 掲載する名前やグループ名（10文字以内、ニックネーム可）
（※公表します。）
- ・ 「お祝いメッセージ」（30文字以内）（※公表します。）
〔内容〕市へのお祝い、自分や家族への応援メッセージなど

4 注意事項

(1) 応募写真「寝ころびアート」について

ア 応募について

- ・ 複数回の応募が可能です。(但し、被写体が異なるもの。)
- ・ 一回の応募につき、添付ファイルは1点のみとします。
※ 添付ファイルのサイズが20MBを超える場合は、写真の画質を変更するなど、サイズが20MB以内になるよう調整してください。
- ・ 携帯電話の機種によっては、電子申請システムで応募できない場合があります。

イ 応募写真について

- ・ 応募者本人が撮影した写真のみ応募可能です。
- ・ 写真に写っている方全員の承諾を得た写真を応募してください。
また、写真に写っている方が未成年の場合は保護者の承諾を、被写体がペットの場合は所有者の承諾を得た写真を応募してください。
- ・ デジタル加工に用いる素材等については、アプリ画像元サイト等の利用規約を確認した上で利用してください。
- ・ 応募写真について、第三者との間に権利侵害など何らかの責任問題が発生した場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。本市では一切責任を負いません。
- ・ 市制施行70周年記念事業「寝ころびアート」として市ホームページに掲載するほか、市制施行70周年の広報活動のために、記念式典、市広報誌や市SNS等の広報媒体や他の事業で使用させていただく場合があります。
- ・ 作品の著作権は寝屋川市に帰属するものとします。
- ・ 掲載の都合上、本市で画像の加工をする場合があります。
- ・ 本市が応募作品を使用するに当たって、応募者は著作者人格権を主張しないものとします。

(2) 掲載対象外とする写真及びメッセージ

- ・ 宗教・営利を目的としたもの、政治目的（選挙運動を含む）としたもの、第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害するもの、名誉・信用・

プライバシーを毀損するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、その他法令違反となるもの、又はそのおそれがあると本市が判断するもの。

- ・ その他本市が適さないと判断したもの。

(3) その他

- ・ 当事業を通じて得た個人情報は、「寝屋川市個人情報保護条例」の規定に従い適正に管理し、掲載に関する事項、応募者への連絡以外の目的には使用しません。
- ・ 応募時点で本募集要項に同意いただいたものとみなします。未成年者の応募については保護者の同意があったものとして取り扱います。
- ・ 通信費等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ・ 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、本市の判断により決定します。

5 問合せ先

寝屋川市経営企画部企画一課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

T E L : 072-825-2016

メールアドレス : kikaku01@city.neyagawa.osaka.jp